

役員選任規定

平成27年9月13日制定

1. 本規定は、規約で明確でない点、規約に不備が認められる点などについて、暫定的に定め、本規定は規約に優先する。
2. 会費徴収方法が安定しないために規定を設けたのと同様の趣旨なので、役員選任規定が安定した場合は、規約を改定し本規定は破棄する。
3. 副会長は理事会が必要を認めた場合、若干名を置く事ができる。
4. 顧問、参与は理事会が必要を認めた場合、若干名を置く事ができる。
5. 相談役は連盟運営に功績のあった理事の中から理事会の議を経て選任することができる。
6. 顧問、参与、運営委員を除き、会長以下全役員は理事から専任し、理事とする。
7. 理事会は、会長以下の理事で構成し、年2回以上開催する。
8. 総会は全役員で構成し、最高議決機関とし、年1回以上開催する。
9. 所属団体から専任する理事、運営委員は次の基準による。
 - ①構成団体の事情と希望を優先する。
 - ②理事を選出出来る団体は、登録会員数10名以上の団体とし、連盟運営に対する貢献度を考慮して選任する。
 - ③運営委員は理事が選出されていない所属全団から1名以上を専任する。
10. 規約および本規定にない役員に関する事項は、理事会で定める。
11. 本規定制定前に就任した役員については、従来 of 慣習を継承する。

以上